

平成30年度 第8回今帰仁村農業委員会総会

| | | | | |
|---------|----------------------------|--------|----|-------|
| 招集年月日 | 平成30年 11月26日(月) | | | |
| 開催場所 | 役場第2会議室 | | | |
| 開催日時 | 平成30年 11月26日 午後 13時 40分 開会 | | | |
| | 平成30年 11月26日 午後 18時 16分 閉会 | | | |
| 出席委員 | 1番 | 大竹 恭弘 | 5番 | 神谷 正 |
| | 2番 | 謝花 喜美 | 6番 | 比嘉 盛和 |
| | 3番 | 大城 司 | 7番 | 米須 清和 |
| | 4番 | 鈴木 江美子 | 8番 | 與那嶺 清 |
| | | | | |
| | | | | |
| 欠席委員番号 | | | | |
| 議事録署名委員 | 8番 | 與那嶺 清 | 1番 | 大竹 恭弘 |

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

| | |
|--------------|---|
| 議長 (開会) | <p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から平成30年度 第8回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>委員は8名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p> |
| 議長 (日程第1) | <p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思います。異議はございませんか。</p> |
| | (異議なしの声あり) |

| | |
|---------------|--|
| 議 長 | 異議なしと認め、書記には内間 稜（うちまりょう）さん、議事録署名委員には、8番 與那嶺 清（よなみね きよし）委員、1番 大竹 恭弘（おおたけ やすひろ）委員を指名します。 |
| 議 長 （日程第2） | 日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。 |
| | （異議なしの声あり） |
| 議 長 | 異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。 |
| 議 長 （日程第3） | 日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。 |
| 事 務 局 | （諸般の報告） 報告1 各種団体スポーツ大会について 報告2 利用権設定農地の貸借終了・中途解約のお知らせについて 報告3 あいあいファーム耕作状況について 報告4 羽地大川土地改良区事業について 報告5 事務改善について |
| 議 長 （日程第4） | 日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第47号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第48号 非農地証明願いについて 議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第50号 今帰仁農業振興地域整備計画書の変更についての意見決定について 議案第51号 職員の任免について 以上です。 本日の提案された議案第46号から第51号までですが、そのうち現地調査を必要とするのが18件ございます。現地調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。 |
| | （異議なしの声あり） |

| | |
|-------|---|
| 議 長 | <p>異議がないようでありますので、ただ今から現地調査のため休憩をいたします。</p> |
| | <p>休憩（現地調査） 午後 13時 58分 再開 午後 17時 00分</p> |
| 議 長 | <p>休憩前に引き続き再開します。</p> <p>ただ今より、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>それでは私のほうから議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 1ページをお開き下さい。</p> <p>（議案書に基づいて議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容を説明）</p> <p>事務局といたしましては、2ページにあります【別添】「3条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、説明がありました議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p> |
| | <p>（質疑なしの声あり）</p> |
| 議 長 | <p>議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議はございませんか。</p> |
| | <p>（異議なしの声あり）</p> |
| 議 長 | <p>議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第47号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。</p> |
| 事 務 局 | <p>それでは、私のほうから議案第47号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。お手元の資料 3ページをお開き下さい。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| | | <p>(議案書に基づいて議案第47号「農用地利用集積計画の意見決定について」の内容を説明)</p> <p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> |
| 議 | 長 | <p>ただ今、説明がありました議案第47号「農用地利用集積計画の意見決定について」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p> |
| | | (質疑なしの声あり) |
| 議 | 長 | <p>議案第47号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。</p> |
| | | (異議なしの声あり) |
| 議 | 長 | <p>議案第47号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>それでは、続きまして、議案第48号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事 | 務 | <p>それでは私のほうから議案第48号「非農地証明願いについて」説明いたします。お手元の資料 5ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明)</p> <p>以上の農地につきまして現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 | 長 | <p>ただ今、説明がありました議案第48号「非農地証明願いについて」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p> |
| 委 | 員 | <p>1番ですが、変更後地目は原野でいいのか。復帰前から転用していたら非農地証明の基準でいくと非農地に該当すると思うが、現状は電柱2本だけ建っているの。電波塔だと電波塔が建っているところだけ分筆して転用申請を出す流れだが…。今回の申請は分筆せず、面積を広く取った状態での申請だが…。</p> |

| | |
|-------|--|
| 委 員 | 地元委員としては昔から畑として使っていないから大丈夫かと。 |
| 委 員 | でも、原野として地目変更するのもおかしいですよ。雑種地になるのでは？法務局が判断すると思うが。 |
| 事 務 局 | こちらから証明を出す際は非農地であるかどうかであり、登記地目は法務局の判断となります。議案書にある変更後の地目は入れる必要はなく、本来空欄にするべきであり、こちらから地目を指定することはできないと考えています。 |
| 委 員 | 今後、議案書の地目部分については書き方を直した方がいいかもしれない。変更後の地目ではなく、現況地目のことを言っていると思うので。 |
| 議 長 | よろしいでしょうか。では、議案第48号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。 |
| | (異議なしの声あり) |
| 議 長 | 議案第48号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 それでは、続きまして、議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番から審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。 |
| 事 務 局 | それでは、私のほうから議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番から説明いたします。 お手元の資料 6ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第49号整理番号1番について内容を説明) 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。 |
| 議 長 | ただ今、説明がありました議案第49号整理番号1番について補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。 |
| | (質疑なしの声あり) |

| | |
|-------|---|
| 議 長 | 議案第49号整理番号1番について異議はございませんか。 |
| | (異議なしの声あり) |
| 議 長 | 異議なしとのことでありますので、議案第49号整理番号1番については原案通り可決決定いたします。 つづきまして議案第49号整理番号2番についての説明をお願いします。 |
| 事 務 局 | それでは私のほうから、議案第49号整理番号2番について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第49号整理番号2番について内容を説明) 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。 |
| 議 長 | ただ今、説明がありました議案第49号整理番号2番につづきまして補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。 |
| | (質疑なしの声あり) |
| 議 長 | 議案第49号整理番号2番について異議はございませんか。 |
| | (異議なしの声あり) |
| 議 長 | 異議なしとのことでありますので、議案第49号整理番号2番については原案通り可決決定いたします。 つづきまして議案第49号整理番号3番の説明をお願いします。 |
| 事 務 局 | それでは私のほうから、議案第49号整理番号3番について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第49号整理番号3番について内容を説明) 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。 |

| | |
|---------|--|
| 議 長 | ただ今、説明がありました議案第49号整理番号3番について、補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。 |
| | (質疑なしの声あり) |
| 議 長 | 議案第49号整理番号3番について異議はございませんか。 |
| | (異議なしの声あり) |
| 議 長 | 異議なしとのことでありますので、議案第49号整理番号3番については原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第50号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。 |
| 事 務 局 | それでは、私のほうから議案第50号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」説明いたします。 お手元の資料7ページをお開き下さい。 (議案書を読み上げ) 尚、詳細につきましては担当の方から説明いたします。 |
| 議 長 | それでは農振担当より説明をお願いします。 |
| 農 振 担 当 | まず、整理番号重要変更30-22について説明いたします。お手元の資料9ページをお開き下さい。 (議案第50号整理番号重要変更30-22について内容を説明) 以上です。 |
| 議 長 | ただ今、説明がありました議案第50号 整理番号重要変更 30-22について、現地調査を踏まえ、ご質問・ご意見はございませんか。 |
| 委 員 | 30-22についてですが、現場を見た時に近くに既設のものが建っておりそこへ進入するには申請地隣の地番からだと思うが、ここを進入路として使うのはおかしいのでは…。農振地域内の農地を進入路として使うのは…。他に入れる場所はない？既設近くの農地への進入路と兼ねているという解釈でいいですか？ |

| | |
|---------|---|
| 農 振 担 当 | 地域住民の方が既に既設や農地への進入路として使われているので特段問題視する必要はないと判断したのですが…。 |
| 委 員 | そもそもこの申請は住民課の墓地担当との事前協議は行われたのか。先にそこからだと思うが。 |
| 農 振 担 当 | 一応、申請者は墓地担当から先に除外からしてくるよう案内されたみたいです。 |
| 委 員 | 墓地申請の流れは、以前住民課と農業委員会の間で先に住民課での事前協議が先だと明確にしたと思います。事前協議で墓地担当に判断してもらわないとこちらも審査できないので。 |
| 委 員 | 農業委員会事務局・農振担当・墓地担当との間で、もう一度確認して流れを決めては？ |
| 農 振 担 当 | 一度、担当間で調整・確認します。 |
| 委 員 | では、確認後判断するというので30-22については保留しましょうか？ |
| 議 長 | 暫時、休憩します。 |
| | 休憩 午後 17時 45分 (議案第50号整理番号重要変更30-22について内容確認) 再開 午後 17時 56分 |
| 議 長 | 再開します。議案第50号整理番号重要変更30-22について異議はございませんか。 |
| | (異議なしの声あり) |
| 議 長 | 議案第50号整理番号重要変更30-22については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 それでは、続きまして、議案第50号整理番号重要変更30-23について担当の説明をお願いします。 |

| | |
|---------|--|
| 農 振 担 当 | (議案第50号整理番号重要変更30-23についての内容を説明)以上です。 |
| 議 長 | ただ今、説明がありました議案第50号 整理番号重要変更 30-23について、現地調査を踏まえ、ご質問・ご意見はございませんか。 |
| 委 員 | 説明にありました村の定める基準に一点問題ありというのは、どういう意味ですか。緊急性がないというのは？ |
| 農 振 担 当 | 申請者が所有している古民家が残っているので、そこを修理すれば住宅として住むのには問題はないと思います。なので住むところがない、土地がない等には該当せず、そこまで緊急性がないのではないかと。 |
| 委 員 | 申請者は今自営している修理工場を撤去して今帰仁村で営業していくという計画ですよね？こちらで営業していく上で修理工場がないから住宅から近いところに修理工場が欲しいので、引っ越しに伴ってそれを確保したいという緊急性があるという取り方でいいのでは？この計画を除外した後に止めたと言われて転売されると困るけど。計画通りに修理工場を作る確実性はあるという解釈で大丈夫ですか？ |
| 農 振 担 当 | はい、大丈夫です。 |
| 議 長 | よろしいでしょうか。議案第50号整理番号重要変更30-23について異議はございませんか。 |
| | (異議なしの声あり) |
| 議 長 | 議案第50号整理番号重要変更30-23については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 それでは、続きまして、議案第50号整理番号重要変更30-24について担当の説明をお願いします。 |
| 農 振 担 当 | (議案第50号整理番号重要変更30-24についての内容を説明)以上です。 |

| | |
|---------|---|
| 議 長 | ただ今、説明がありました議案第50号 整理番号重要変更 30-24について、現地調査を踏まえ、ご質問・ご意見はございませんか。 |
| 委 員 | これ分筆せずに一部除外という申請だが大丈夫か。農地法的にも。 |
| 事 務 局 | 届出しなくても許可得れるということになっているので。 |
| 委 員 | 分筆がないのは農地法の適用除外でもあるからこういうケースもあるってことですね。分かりました。 |
| 議 長 | よろしいでしょうか。議案第50号整理番号重要変更30-24について異議はございませんか。 |
| | (異議なしの声あり) |
| 議 長 | 議案第50号整理番号重要変更30-24については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 それでは、続きまして、議案第50号整理番号重要変更30-25について担当の説明をお願いします。 |
| 農 振 担 当 | (議案第50号整理番号重要変更30-25についての内容を説明)以上です。 |
| 議 長 | ただ今、説明がありました議案第50号 整理番号重要変更 30-25について、現地調査を踏まえ、ご質問・ご意見はございませんか。 |
| | (質疑なしの声あり) |
| 議 長 | 議案第50号整理番号重要変更30-25について異議はございませんか。 |
| | (異議なしの声あり) |
| 議 長 | 議案第50号整理番号重要変更30-25については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 |

| | |
|---------|---|
| | <p>それでは、続きまして、議案第50号整理番号重要変更30-26について担当の説明をお願いします。</p> |
| 農 振 担 当 | <p>(議案第50号整理番号重要変更30-26についての内容を説明)</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、説明がありました議案第50号 整理番号重要変更 30-26について、現地調査を踏まえ、ご質問・ご意見はございませんか。</p> |
| | <p>(質疑なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>議案第50号整理番号重要変更30-26について異議はございませんか。</p> |
| | <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>議案第50号整理番号重要変更30-26については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>それでは、続きまして、議案第50号整理番号重要変更30-27について担当の説明をお願いします。</p> |
| 農 振 担 当 | <p>(議案第50号整理番号重要変更30-27についての内容を説明)</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、説明がありました議案第50号 整理番号重要変更 30-27について、現地調査を踏まえ、ご質問・ご意見はございませんか。</p> |
| 委 員 | <p>申請者は去年農業をやりたいということで畑を買っているが、息子が帰ってくるという理由で今回住宅兼店舗の計画で除外申請をしている。計画に確実性があるか疑わしい。転売されても困るので、こちらでも判断できるよう資金計画等判断資料がもっと欲しい。</p> |

| | |
|---------|--|
| 委 員 | 計画通りにいかないといけないという指導を担当にはしっかり行ってほしい。今の段階では信憑性があるかという確認資料を揃えるには、限界があると思うので。やむを得ない理由がない限りは、原則事業計画変更は認めないという方向で村としてはすすめてほしい。 |
| 農 振 担 当 | はい、申請様式の中に文言を入れることも可能なので、誓約書という形で今後対応していきたいと思います。 |
| 委 員 | これ除外確定してから通知は送っていますか。 |
| 農 振 担 当 | 今までは送って来ていませんが、今後文書は送る予定ではあります。 |
| 事 務 局 | 補足ですが、除外後転売するのではという心配があるとは思いますが、登記簿の中で今までの所有権移転の流れが履歴として出てくるので、転用申請時にそこを確認し、迂回はさせない方向でいきます。 |
| 議 長 | よろしいでしょうか。議案第50号整理番号重要変更30-27について異議はございませんか。 |
| | (異議なしの声あり) |
| 議 長 | 議案第50号整理番号重要変更30-27については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 それでは、続きまして、議案第50号整理番号重要変更30-28について担当の説明をお願いします。 |
| 農 振 担 当 | (議案第50号整理番号重要変更30-28についての内容を説明)以上です。 |
| 議 長 | ただ今、説明がありました議案第50号 整理番号重要変更 30-28について、現地調査を踏まえ、ご質問・ご意見はございませんか。 |
| | (質疑なしの声あり) |
| 議 長 | 議案第50号整理番号重要変更30-28について異議はございませんか。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | (異議なしの声あり) |
| 議 | 長 | 議案第50号整理番号重要変更30-28については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第51号「職員の任免について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。 |
| 事 | 務 | 局 |
| | | それでは、私のほうから議案第51号「職員の任免について」を説明いたします。お手元の資料11ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、内容を説明) 以上です。 |
| 議 | 長 | ただ今、議案第51号についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。 |
| | | (質疑なしの声あり) |
| 議 | 長 | 議案第51号について異議はございませんか。 |
| | | (異議なしの声あり) |
| 議 | 長 | 議案第51号「職員の任免について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 |

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>次回の農業委員会総会は平成30年12月26日(水)を予定しています。これにて平成30年度第8回総会を閉会します。</p> |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | 閉会時刻 午後 18時 16分 |
| | |
| | 会長 米須 清和 印 |
| | |
| | 議事録署名委員 |
| | 印 |
| | |
| | 印 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |